

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症にかかる学校への報告、出席停止の取扱、臨時休業の取扱等について

1 学校への報告について

学校における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、下記の場合については、学校へ速やかに連絡いただくようお願いいたします。

(1) 児童・生徒等の感染が判明した場合

- ①医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられ、保健所にも届け出がされます。
- ②保健所または医療機関から、本人（保護者）に対して検査結果を学校に連絡するよう指示がありますので、学校へ速やかに連絡してください。
- ③保健所により、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査が行われますので、ヒアリング等にご協力ください。

(2) 児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合

- ①保健所により、感染者等との接触による濃厚接触者としての特定がされます。
- ②濃厚接触者として特定された場合は、学校へ速やかに連絡してください。

※同居のご家族が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合についても、連絡してください。感染拡大防止のため、登校の自粛等を要請する場合があります。

(3) 児童・生徒等の感染が疑われる場合（息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合など）

- ①かかりつけ医、または「帰国者・接触者電話相談センター」（042-724-4238）にご相談ください。比較的軽い風邪の症状が続く場合についても、症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。
- ②相談の結果、PCR検査を受けることになった場合には、学校へ速やかに連絡してください。
- ③検査の結果、感染が判明した場合には（1）のとおり、ご対応ください。

2 出席停止等の取扱・登校の判断について

児童・生徒等の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく等の出席停止の措置を取ります。

児童・生徒等の状況	出席停止等の措置	出席停止等の期間
感染が判明した場合	出席停止とします。	治癒するまで
濃厚接触者と特定された場合	出席停止とします。 (保健所の判断のもとPCR検査を実施します。)	最後に濃厚接触をした日から起算して2週間 ※PCR検査の結果、「陰性」であっても2週間は自宅待機
発熱等の風邪の症状が確認され、学校に出席させなかった場合	出席停止とします。	かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等で重症化するリスクが高い場合	主治医等の見解を基に、校長が個別に登校を判断します。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、出席停止とします。	主治医等が登校すべきでないと判断した期間
海外から帰国した場合	帰国後2週間は、保護者との連携を密にし、外出を控え、自宅滞在するように要請いたします。その間については、出席停止とします。	帰国日から2週間
感染症予防上、保護者が出席させなかった場合	感染の可能性が高まり、感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、出席停止とします。	
校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合	安全に帰宅させ、かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間、自宅で休養とします。 その間については、出席停止とします。	かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間

3 臨時休業措置等の取扱いについて

学校において、感染者が発生した場合については、保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とします。

その後の休業措置については、保健所と相談の上、教育委員会で決定します。

2020年6月15日
町田市教育委員会